

BFSニュースレター

発行者 びとファイナンシャルサービス株式会社(BFS)

2011年2月3日発行

Vol. 21, 第21号

このニュースレターの主な掲載情報:

- グローバルな政治・経済、マーケットの最新情報や分析見通し
- BFSのサービス、実際のトピックス、ケーススタディ
- 資産運用や人生設計に役立つ情報
- 知っておくと得するホットな情報

50年ぶりに大幅に改正された「相続税・贈与税」

2011年度税制改正で、相続税が50年ぶりに改正になりました。かなり大幅な改正で、これまで一部の富裕層しか関係なく、縁の遠い存在と思われていたのが、対象者が一気に拡大するのは、間違いなくなくなっています。

一方で相続税対策は、直前にやっても効果が薄く、長い年月いつか来る時を見据えて、手立てを講じておくのが、よいようです。そこで、今回の改正の骨子を、お話ししましょう。

まず相続税では、以下の点が、影響が大きい改正ポイントです。

基礎控除を減額(約4割減)

－5000万円+1000万円×法定相続人の数→3000万円+600万円×法定相続人の数

税率の細分化(6段階→8段階)

－最高税率の引き上げ(50%→55%)、高税率の適用範囲拡大

死亡保険金の非課税枠(法定相続人1人当たり500万円)の対象範囲の縮小

－未成年者、障害者を除く生計を一にしない法定相続人は対象外

年金の評価方法の見直し(平成23年度以降)

－年金評価額の圧縮(これまで、最高80%の評価減)は認められなくなる

次に贈与税もお話します。**親から20歳以上の子・孫に対する税率構造を緩和**

－最高税率適用の課税対象額1000万円超→4500万円超

相続時清算課税制度の対象範囲を20歳以上の子だけでなく、孫にも拡大。

－父母、祖父母からおのおの累計2500万円まで無税で贈与。但し、相続時にすべて合算して相続税の税率で精算。一度利用すると、一般贈与の利用不可に注意。



一定要件を満たす住宅資金等の贈与の特例は、平成23年は特別控除額1000万円があり、1000万円まで贈与税はかからない。

更正の請求期間が5年に延長(これまで1年)

納税者が誤って納めすぎた税金を取り戻す手続きで、5年以内に税務署長に届け出て、認められれば税金が戻ってくる。

これらに対する対策的方法を次回のニュースレターでお知らせしましょう。題して、「相続・贈与の基本的ポイント」です。ぜひ、参考にしてください。

金価格の高騰で、おもわぬ副収入が

金価格の歴史的な高値で、いま指輪やネックレスの換金に、金取引業者の店頭では列をなしています。

銀座にある田中貴金属工業には、一般の個人が平日の朝から換金に訪れているそうです。その時間は、年配の男女が多いようですが、午前中だけで50人を越える待ち番号になるほどのことです。対応する店の方も、大事な仕入れ手段として、受け入れには万全を期しているようです。サロンのような雰囲気を持たせたり、取引に安心感を持っていただけるよう心配りの行き届いた対応に努めているそうです。



金の価格が1グラム3000円台後半に高騰しているため、使わなくなったネックレスや指輪を持ち込むと、数万円になります。10年ほど前は、1グラム1000円だったのです。

もしお家に退蔵されていて、あまり使わなくなった金やプラチナのネックレスや指輪があれば、現金に換えると、おもわぬ副収入になるかもしれません。

今月の言葉:

天はすべての生き物に、無限に発展する可能性を分けへだてなく与えました。誰しも、その秘めたる輝きを鮮やかに解き放ち、才能を最高レベルで開花させるまでは、安んずることなく黙々と修行の日々を重ねていく必要があるのです。
-プラトン



弊社から皆様への情報提供ソース:

びとうファイナンシャルサービス公式ホームページ

<http://www.bfsc.jp>

びとうファイナンシャルサービス公式ブログ

<http://ameblo.jp/bitofinancialservice/>

毎週3分で、資産運用の成功へ導くメルマガ!

<http://www.bfsc.jp/mailmagazine/>

書評ブログ-平日毎日更新

<http://blog.goo.ne.jp/dreamct-1>

第4回『人生を安心して生きるための金融資産運用セミナー』開催のご案内!

～参加無料 限定10名～

日時: 2011年2月26日(土) 15:00～17:00

場所: TKP東京駅丸の内会議室ミーティングルームA

(日比谷帝劇ビル地下1階) <http://tkpteigeki.net/access/index.shtml>

(最寄り駅: 有楽町・日比谷駅)

講師: 尾藤 峰男 びとうファイナンシャルサービス代表取締役

申し込みは、下記メールまたは電話にて「2月26日セミナー参加希望」として、お名前とご連絡先をお知らせください。

E-メール: info@bfsc.jp

Tel: 03-6721-8386

発行者 びとうファイナンシャルサービス株式会社(BFS)

代表取締役 尾藤 峰男

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング3階

電話: 03-6721-8386

携帯: 090-4934-3121

FAX: 050-3156-1072

電子メール: info@bfsc.jp

お客様の人生に豊かさを、心に安心とゆとりを
—BFSの大切な役割

一度、ぜひお越しください! 弊社の「真に役立つセミナー」

昨年10月から始めた「人生を安心して生きるための金融資産運用セミナー」我ながら、なかなかおもしろい中味だなと感じています。

証券会社や銀行のセミナーですと、「今後の日本経済の動向」「オリンピックに向けインフラ整備が進むブラジル経済」「勃興期のベトナム、この成長を取り込むには」というような、中味のトーンが「いい、いい尽くし」のセミナーがほとんどです。

そのあと、そのテーマの投資信託を案内するのがいつものパターンで、終わってみると頭に残っていないことが多いのです。

私どものセミナーは、そういう証券会社や銀行の「商品販売の下心が見え見え」のセミナーとはまったく違います。

まず人数が少人数なので、いつでも質問がです。

さらに、私どもは、投資信託などの金融商品を買らないので、「真に役に立つ情報」「目からうろこの情報」を得ていただけます。

たとえば・・・

・日本株はなぜ、ダメなのか。
—証券会社は「〇〇がため」とはいわない。

だめという、売りたい商品が売れなくなる。

・証券会社や銀行を信用してはいけない
—手数料の高い商品ばかり勧める
—投信の乗り換えセールスに乗ると、いかに高い手数料を払うか(年に10%も)
—高齢者に、いかにリスクの高い金融商品売りつけ、その後どういう結末になるか。

・私どもは究極の資産運用法を教える
—証券会社は、こういうプレゼンテーションはしない。他の商品が売れなくなる。

・来られる方に、もっともよい商品を紹介する
—証券会社は、手数料が安い商品は勧めない。

・金融機関から完全に独立した私どものサービス
—大手証券でも同じようなサービスはあるが、いかに料金がどうか、いかにサービスが硬直的で融通が効かないか

ひよつとすると、このセミナーに来ていただくだけで、大事な財産をなくさないで済むほどのことになるかもしれません。

上記の通り、2月も開催します。ぜひ、お気軽にお越しください。

